

令和 7 年 8 月 1 日

沿海漁業協同組合 御中
遊漁船業団体 御中
小型船舶交通安全対策協議会 御中

福井県農林水産部水産課
漁業管理グループ

遊漁によるくろまぐろの採捕について

日頃より、秩序ある漁場利用にご協力いただきありがとうございます。

令和 7 年度の遊漁によるクロマグロの採捕について、8 月の総採捕数量が採捕上限である 5 トンを超える恐れがあるため、広域漁業調整委員会指示に基づき、令和 7 年 8 月 4 日（月）から 8 月 31 日（日）までの期間、遊漁によるくろまぐろ（大型魚、30kg 以上）の採捕が禁止されます。（小型魚は従前から採捕禁止です。）

9 月 1 日以降、くろまぐろ（大型魚）の採捕禁止は一旦解除される見込みですが、今後も定期的に採捕の禁止が出されることが予想されますので、釣行前には必ず採捕禁止期間ではないことを確認するよう、貴管下の遊漁船業者に周知していただきますようお願いいたします。

クロマグロ 遊漁**検索****水産庁**

【お問合せ先】 水産庁管理調整課沿岸・遊漁室
TEL: 03-3502-8111 (内線 6705)

※水産庁ホームページ

クロマグロを対象とする遊漁者・遊漁船業者の皆様へ

